

○箕面市立駐車場条例

平成25年3月28日条例第17号
 改正 平成25年10月10日条例第45号
 平成29年10月11日条例第28号
 平成29年12月25日条例第30号（一部未施行）
 平成30年6月29日条例第30号
 平成30年10月5日条例第38号（一部未施行）
 令和元年12月20日条例第24号
 令和元年12月20日条例第28号
 令和3年3月29日条例第1号
 令和5年6月26日条例第22号（一部未施行）

（設置）

第一条 駅周辺における自動車及び自転車の駐車環境の改善を図り、もって市民の利便、公共の福祉及び当該地域の活性化に資するため、箕面市立駐車場（以下「駐車場」という。）を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------------|----------------|
| 箕面市立箕面駅前第一駐車場 | 箕面市箕面六丁目四番一七号 |
| 箕面市立箕面駅前第二駐車場 | 箕面市箕面五丁目一二番六七号 |
| 箕面市立箕面船場駐車場 | 箕面市船場東三丁目一〇番一号 |
| 箕面市立箕面駐輪場 | 箕面市箕面六丁目四番一七号 |
| 箕面市立桜井駐輪場 | 箕面市桜井二丁目一番二号 |
| 箕面市立牧落駐輪場 | 箕面市桜五丁目一番五号 |
| 箕面市立箕面船場第一駐輪場 | 箕面市船場東三丁目七番一号 |

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 普通車 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に規定する普通自動車のうち、長さ五・二五メートル、幅一・九メートル及び高さ二・一メートル以下のものをいう。
- 二 普通車（中型） 道路交通法施行規則第二条の表に規定する普通自動車のうち、長さ五・二五メートル、幅一・九メートル若しくは高さ二・一メートルを超えるもの又は積載量二トン以上三トン未満のものをいう。
- 三 自動二輪 道路交通法施行規則第二条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 四 原動機付自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車（二輪車に限る。）をいう。
- 五 自転車 道路交通法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

（事業）

第三条 駐車場は、第一条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 駐車場の利用に関する事業
- 二 自動車及び自転車（以下「自動車等」という。）の駐車環境の改善に資する事業
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（駐車できる自動車等）

第四条 駐車場に駐車できる自動車等は、次のとおりとする。

| 駐車場 | 駐車できる自動車等 |
|---------------|-------------------|
| 箕面市立箕面駅前第一駐車場 | 普通車、普通車（中型）及び自動二輪 |
| 箕面市立箕面駅前第二駐車場 | 普通車 |

| | |
|---------------|--------------|
| 箕面市立箕面船場駐車場 | 普通車及び自動二輪 |
| 箕面市立箕面駐輪場 | 原動機付自転車及び自転車 |
| 箕面市立桜井駐輪場 | 原動機付自転車及び自転車 |
| 箕面市立牧落駐輪場 | 原動機付自転車及び自転車 |
| 箕面市立箕面船場第一駐輪場 | 原動機付自転車及び自転車 |

(箕面駅前第一駐車場の特別利用)

第五条 市長は、箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号）第十八条の規定に基づく駐車設備として箕面市立箕面駅前第一駐車場の一部を特別に利用させるものとする。

(指定管理者による管理)

第六条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により駐車場の管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 第三条の事業の実施に関すること。
 - 二 駐車場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 3 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第七条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる駐車場の区分に応じて当該各号に定める方法によるものとする。

- 一 次号の駐車場以外の駐車場 指定管理者を公募する方法
 - 二 箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場 指定管理者に指定しようとする者を市長が自ら選定する方法
- 2 市長は、前項第一号の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ駐車場の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。第一項第二号の規定により市長に選定された者も、同様とする。
- 4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するもののうちから、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われる法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
- 一 駐車場を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。
 - 二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。
 - 三 駐車場を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第八条 市長は、前条第一項第一号の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、同項第二号に定める方法によることができる。

(変更の届出)

第九条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第十条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。
- 二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- 三 第六条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(入出場日等)

第十一条 自動車等を駐車場に入場させ、又は出場させることができる日は、毎日（規則で定める日を除く。）とし、その時間は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て同項に規定する日及び時間を変更することができる。

(供用の休止)

第十二条 市長は、前条の規定にかかわらず、駐車場の整備工事その他必要と認めるときは、駐車場の施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車制限)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、自動車等の入場を禁じ、又は退場を命じることができる。

- 一 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているとき。
- 二 著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。
- 三 他の自動車等の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- 四 災害等により次に掲げる事情があるとき。
- イ 市が駐車場を利用する必要があるとき。
- ロ 駐車場が利用できないと市長が認めるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があるとき。

2 駐車場は、規則で定める場合を除くほか、引き続き、規則で定める日数を超えて自動車等を駐車することができない。

3 前項に規定する利用の限度の期間を超えた原動機付自転車及び自転車については、箕面市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和六十年箕面市条例第十七号）第八条第一項に規定する放置禁止区域に放置されているものとして、同条例第十条から第十三条まで（第十一条第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。

4 前項の規定による措置を講じたときは、指定管理者は、同項の利用の限度の期間に係る第十六条第一項に規定する利用料金を徴収しないものとする。

(行為の禁止)

第十四条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の自動車等の駐車を妨げる行為
- 二 駐車場の施設及び駐車中の自動車等を汚損し、又は損傷する行為
- 三 火気を使用する行為
- 四 飲食物その他物品を販売する行為
- 五 他の駐車場を利用する者に対し、寄附を求め、又は物品を配布する行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場の管理に支障があると認める行為

(立入りの禁止)

第十五条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）その他駐車場に用務のある者以外は、駐車場へ立ち入ってはならない。

(利用料金)

第十六条 利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

（指定管理者が行う個人情報の取扱い）

第十七条 指定管理者は、駐車場の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 駐車場の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

（原状回復義務）

第十八条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第十条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった駐車場の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第十九条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により駐車場の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（善良な管理者の注意義務）

第二十条 指定管理者は、駐車場における自動車等の駐車に関し、善良な管理者として注意を怠らなかつたときは、駐車している自動車等の損傷又は滅失について損害賠償の責を負わない。

（委任）

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例の廃止）

- 2 箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例（平成十六年箕面市条例第四十八号）は、廃止する。

（準備行為）

- 3 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場等の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例）

- 4 市長は、この条例により設置される第七条第一項第一号に規定する駐車場の最初の指定管理者の指定手続については、同項の規定にかかわらず、当該駐車場の建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「PFI法」という。）第八条第一項の規定により選定した民間事業者（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

- 5 第七条第三項の規定は、前項の規定により選定事業者を指定管理者の候補者として選定する場合について準用する。
- 6 第六条第三項の規定にかかわらず、附則第四項の規定により指定された指定管理者が会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第四条に規定する特別目的会社である場合に限り、指定管理者は、PFI法第八条第一項の公募に応募した者に対し、あらかじめ市長の承認を得て、業務の全部又は一部を委託することができる。

（経過措置）

- 7 附則第二項の規定による廃止前の箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例の規定により発行された自動車定期駐車券及び自動車回数駐車券並びに次項の規定による改正前の箕面市立自転車駐車場条例の規定により発行された駐車定期券及び回数駐車券の取扱いについては、なお従前の例による。

（箕面市立自転車駐車場条例の一部改正）

- 8 箕面市立自転車駐車場条例（昭和三十五年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成二五年条例第四五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第二八号）

改正 令和元年一二月二〇日条例第二四号

令和三年三月二九日条例第一号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条の表箕面市立箕面駅前第一駐車場の項及び箕面市立箕面自転車駐車場の項の改正規定、附則第四項の改正規定並びに次項の規定 公布の日
 - 二 第一条の表箕面市立箕面駅前第二駐車場の項の次に一項を加える改正規定及び第四条の改正規定（同条の表箕面市立箕面船場駐車場の項に係る部分に限る。） 令和三年五月一日

（準備行為）

- 2 改正後の第一条の規定により新たに設置される駐車場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（箕面市立自転車駐車場条例の廃止）

- 3 箕面市立自転車駐車場条例（昭和三十五年箕面市条例第二十号）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 前項の規定による廃止前の箕面市立自転車駐車場条例の規定により発行された駐車定期券及び回数駐車券の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成二九年条例第三〇号）抄

改正 令和元年一二月二〇日条例第二四号

令和三年三月二九日条例第一号

令和五年六月二六日条例第二二号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年三月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次項及び附則第三項の規定 公布の日
 - 二 第一条の表箕面市立箕面自転車駐車場の項の改正規定及び第四条の表箕面市立箕面自転車駐車場の項の改正規定 平成三十年四月一日

（準備行為）

- 2 改正後の第一条の規定により新たに設置される駐車場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成二十九年箕面市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成三〇年条例第三〇号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第三八号）抄

改正 令和元年一二月二〇日条例第二四号
令和三年三月二九日条例第一号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

(準備行為)

- 2 改正後の第一条の規定により新たに設置される駐車場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和元年条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第二八号）

この条例は、令和二年一月一日から施行する。

附 則（令和三年条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年条例第二二号）

(施行期日)

- 1 この条例中第一条の規定は令和五年十月三十一日までの間において規則で定める日から、第二条及び次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第一条の規定による改正後の箕面市立駐車場条例第一条の規定により新たに設置される箕面市立箕面船場第二駐車場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

○箕面市立駐車場条例施行規則

平成25年3月28日規則第32号
改正 平成29年11月1日規則第41号
平成29年12月25日規則第48号
令和5年3月17日規則第11号

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立駐車場条例（平成二十五年箕面市条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(箕面駅前第一駐車場の特別利用の範囲)

第二条 条例第五条の規定により箕面市立箕面駅前第一駐車場の一部を特別に利用させる者の範囲は、箕面駅前再開発事業に伴う建築物に附属すべき駐車設備として利用する者に限る。

(指定管理者の指定手続に必要な書類)

第三条 条例第七条第三項の規定による指定管理者の指定を受けようとする者は、箕面市立駐車場指定管理者申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第七条第三項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる指定管理者の指定を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 条例第七条第一項第一号に規定する方法により指定を受けようとする者

イ 法人その他の団体の定款その他これに類する書類

ロ 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類

ハ 法人その他の団体の代表者の印鑑証明書

ニ 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書

ホ 法人その他の団体の財産目録及び貸借対照表

ヘ 法人その他の団体の事業の概要が分かる書類

ト イからへまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

二 条例第七条第一項第二号に規定する方法により指定を受けようとする者

イ 前号イ、ロ、ニ、へ及びトに掲げる書類

ロ 法人その他の団体の役員名簿

(変更の届出)

第四条 条例第九条の市長が定める事項は、次のとおりとする。

一 法人その他の団体の代表者の氏名

二 法人その他の団体の定款その他これに類する書類の記載事項

三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

(入出場の制限)

第五条 第十一条第一項の規則で定める日は、箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場については一月一日から同月三日までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て変更することができる。

(駐車場の制限)

第六条 条例第十三条第二項の規則で定める場合は定期駐車券の通用期間内に駐車する場合及び七日を超えて引き続き駐車することについて、あらかじめ指定管理者に一月を限度として延長を申し出た期間内に駐車する場合とする。

2 条例第十三条第二項の規則で定める日数は七日とする。

(駐車場の利用の手続)

第七条 箕面市立駐車場（以下本則において「駐車場」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、駐車券の交付を受けなければならない。

- 2 利用者は、駐車場から退場の際駐車券を提出の上、利用料金を納付しなければならない。この場合において、回数駐車券によるときは当該利用料金に相当する回数駐車券の券片の納付を、定期駐車券によるときは定期駐車券の提示をしなければならない。
- 3 利用者は、前項の回数駐車券又は定期駐車券の購入の際に利用料金を納付しなければならない。
- 4 前二項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、利用料金を後日納付することができる。
- 5 前各項の規定に代わる手続による場合は、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者がその方法を定めるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第八条 条例第十六条第五項に規定する利用料金の減額又は免除の基準は、次のとおりとする。

- 一 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者が身体障害者手帳若しくは療育手帳又はこれらに準ずる書類を提示したとき 五割
- 二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者が戦傷病者手帳又はこれらに準ずる書類を提示したとき 五割
- 三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第一条に規定する被爆者が被爆者健康手帳又はこれらに準ずる書類を提示したとき 五割
- 四 災害等により市が駐車場を利用する必要があるとき又は駐車場が利用できないと市長が認めるとき 全額
- 五 前二号に掲げるもののほか、指定管理者が公益上必要があると認めるとき 指定管理者が定める額

(利用料金の還付)

第九条 条例第十六条第六項ただし書に規定する既納の利用料金の全部又は一部の還付の基準は、次のとおりとする。

- 一 回数駐車券（購入した単位枚数の全部が未使用のもの） 既納の利用料金の全額
- 二 回数駐車券（一部使用したもの） 既納の利用料金の額から使用券片数に当該券面額を乗じて得た額を控除した額
- 三 通用期間前の定期駐車券 既納の利用料金の全額
- 四 複数月有効の定期駐車券のうち通用期間内の定期駐車券 既納の額から既に経過した月数（一月に満たない月数は一月とする。）に一月の定期利用に係る利用料金を乗じて得た額を控除した額

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例施行規則の廃止)
- 2 箕面市立箕面駅前自動車駐車場条例施行規則（平成十七年箕面市規則第十三号）は、廃止する。

附 則（平成二九年規則第四一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の箕面市立駐車場条例施行規則（以下「新規則」という。）第三条に規定する指定管理者の指定手続及び新規則第七条の規定による駐車券の交付その他駐車場の利

用に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(箕面市立自転車駐車場条例施行規則の廃止)

- 3 箕面市立自転車駐車場条例施行規則（昭和五十五年箕面市規則第四号）は、廃止する。

附 則（平成二九年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第一号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別記様式(第3条関係)

箕面市立駐車場指定管理者申込書

年 月 日

(宛先)箕面市長

住所又は所在地
団体等の名称
代表者氏名



箕面市立駐車場条例第7条第3項(第1号・第2号)の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

| | | |
|-----|------|--|
| 連絡先 | 担当者名 | |
| | 電話番号 | |
| 施設名 | | |

添付書類

- <1 箕面市立駐車場条例第7条第3項第1号(公募)による場合>
 - (1) 箕面市立駐車場の管理に係る事業計画書
 - (2) 団体の定款その他これに類する書類
 - (3) 団体の登記事項証明書その他これに類する書類
 - (4) 団体の代表者の印鑑証明書
 - (5) 団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書
 - (6) 団体の財産目録及び貸借対照表
 - (7) 団体の事業の概要が分かる書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- <2 箕面市立駐車場条例第7条第3項第2号(市長の選定)による場合>
 - (1) 1の(1)から(3)まで、(5)、(7)及び(8)
 - (2) 団体の役員名簿

○箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月22日 条例第22号
改正 令和4年12月22日 条例第27号
令和4年12月22日 条例第28号

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道企業管理者、ポートレース事業管理者、病院事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(費用負担及び手数料)

第三条 法第八十七条第一項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

2 法第八十九条第二項の条例で定める額は、零円とする。

(保有個人情報の存否応答の拒否に関する報告)

第四条 実施機関は、法第八十一条の規定により保有個人情報の開示請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を箕面市情報開示審査会条例（平成八年箕面市条例第三号）の規定により設置された箕面市情報開示審査会に報告しなければならない。

(審議会の設置)

第五条 法第二百二十九条に規定する合議制の機関として、箕面市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。

- 一 この条例の改正又は廃止に関すること。
- 二 法第六十六条第一項の規定により講ずる措置の基準に関すること。
- 三 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。
- 四 法又はこの条例の施行に係る重要事項に関すること。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、実施機関の諮問に応じ、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第七条第四項の規定により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べるものとする。

4 審議会は、前二項に定めるもののほか、箕面市議会の個人情報の保護に関する条例（令和四年箕面市条例第二十八号）第五十条の規定による諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。

（審議会の組織及び委員）

第六条 審議会は、委員八名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 個人情報の保護に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者

二 個人情報の保護に関係を有する市民団体等の代表者

3 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

（審議会の会長）

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第八条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の運営に関する委任）

第九条 第五条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(運用状況の公表)

第十条 市長は、毎年一回、各実施機関の保有個人情報の開示等について、運用状況を取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表しなければならない。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 会長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の箕面市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第二条第二号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者若しくはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第三条第二項の規定によるその職務上知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない責務又は施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者に係る旧条例第十二条第二項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後においても、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第十三条第一項、第二項若しくは第三項、第十四条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項又は第十六条の二の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示並びに訂正、保有一般個人情報の削除並びに利用等の中止及び保有特定個人情報の削除、利用の中止並びに外部提供の中止については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第二十二条第四項に規定する委員である者又は施行日前において委員であった者が職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後においても、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第二十四条第一項の規定により箕面市情報開示審査会に対してなされている諮問は、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定によりなされた諮問とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくは施行日前において旧実施機関の職員であった者又は施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第二条第四号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を取り扱う事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 8 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各項の罰金刑を科する。
- 10 前三項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 11 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第十条第一項に規定する行為を除く。）及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（箕面市情報開示審査会条例の一部改正）

- 12 箕面市情報開示審査会条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（箕面市情報公開条例の一部改正）

- 13 箕面市情報公開条例（平成十七年箕面市条例第二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(箕面市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正)

- 15 箕面市情報システムの管理運営に関する条例（平成十六年箕面市条例第七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(箕面市暴力団排除条例の一部改正)

- 16 箕面市暴力団排除条例（平成二十六年箕面市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和四年条例第二七号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第二八号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

○箕面市個人情報の保護に関する法律施行細則

令和五年三月三十一日

規則第三十七号

(平成二年規則第三五号を全部改正)

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年箕面市条例第二十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成)

第二条 個人情報ファイルを保有したときは、個人情報ファイル簿（様式第一号）を作成し、公表するものとする。

(開示請求の手続)

第三条 法第七十七条第一項に規定する開示請求は、保有個人情報開示請求書（様式第二号）により行うものとする。

2 法第七十七条第三項の規定による補正の求めを書面により行う場合は、補正通知書（様式第三号）により行うものとする。

(箕面市情報開示審査会への報告)

第四条 条例第四条の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 開示請求に係る保有個人情報の内容
- 二 保有個人情報の存否を明らかにしない理由
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

(開示決定等)

第五条 法第八十二条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- 一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第四号）
- 二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第五号）

2 法第八十二条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第六号）

二 保有個人情報を保有していない旨の決定 保有個人情報不存在決定通知書（様式第七号）

三 法第八十一条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 保有個人情報存否応答拒否決定通知書（様式第八号）
（開示決定等の期限の延長等）

第六条 法第八十三条第二項の規定による開示決定等の期限の延長は、期限延長通知書（様式第九号）により、当該開示請求者に通知するものとする。

2 法第八十四条の規定による開示決定等の期限の特例は、期限特例延長通知書（様式第十号）により、当該開示請求者に通知するものとする。
（開示請求に係る事案の移送）

第七条 法第八十五条第一項の規定による事案の移送は、事案移送書（様式第十一号）により行うものとする。

2 前項の場合において、事案を移送したときは、事案移送通知書（様式第十二号）により、当該開示請求者に通知するものとする。
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第八条 法第八十六条第一項又は第二項の規定による第三者に対する意見書の提出の機会の付与は、第三者意見照会書（様式第十三号）により、当該第三者に通知するものとする。

2 法第八十六条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者による意見書の提出は、第三者開示決定等意見書（様式第十四号）により行うものとする。

3 法第八十六条第三項の規定による第三者への開示決定の通知は、第三者に対する保有個人情報開示決定通知書（様式第十五号）により行うものとする。
（電磁的記録の開示の実施方法）

第九条 法第八十七条第一項に規定する行政機関等が定める閲覧の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの聴取
 - 二 ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの視聴
 - 三 前二号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
 - イ 実施機関が現に使用しているプログラム（電子計算機に対する指令で、一つの結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）及び専用機器を使用して用紙に出力したもの（画面のハードコピーを除く。）の閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
- 2 法第八十七条第一項に規定する行政機関等が定める写しの交付の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
- 一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを光ディスク（シー・ディー・ロム又はディー・ブイ・ディー・ロムに限る。以下この項において同じ。）に複製したものの交付
 - 二 ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを光ディスクに複製したものの交付
 - 三 前二号に掲げるもの以外の電磁的記録 実施機関が現に使用しているプログラム及び専用機器を使用して用紙に出力したもの（画面のハードコピーを除く。）の写しの交付。ただし、実施の容易さ等を勘案して実施機関が適当と認める場合は、当該電磁的記録を光ディスクに複製したものを交付することができる。
- 3 前項第三号ただし書に規定する実施機関が適当と認める場合は、次の各号のいずれかに該当しない場合とする。
- 一 実施機関が現に使用しているプログラム又は専用機器での処理が容易でない場合
 - 二 不開示情報が記録されている部分の分離が容易でない場合
 - 三 個人情報の保護又はシステムの保全に影響を及ぼすおそれがある場合
 - 四 前三号に掲げるもののほか、事務の適正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある場合
- （閲覧、聴取又は視聴の制限等）

第十条 法八十二条第一項の規定により開示の決定を受けた者が、法第八十七条第一項の規定による文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧又は前条の方法による電

磁的記録に記録されている保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴をしようとするときは、当該保有個人情報の持出しは禁止する。

- 2 実施機関は、保有個人情報の開示により当該保有個人情報の毀損又は滅失のおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止することができる。

(写しの作成等に要する費用)

第十一条 条例第三条第一項に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるところによる。

- 2 前項の費用は、保有個人情報の写しを交付する際に現金その他実施機関が認める方法により徴収するものとし、郵送による請求の場合は、前納とする。
- 3 令第二十八条第四項に規定する規則で定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

(開示の実施方法の申出)

第十二条 法第八十七条第三項の規定による申出は、開示の実施方法等申出書（様式第十六号）により行うものとする。

(訂正請求の手続)

第十三条 法第九十一条第一項に規定する訂正請求は、保有個人情報（訂正・利用停止）請求書（様式第十七号）により行うものとする。

- 2 法第九十一条第三項の規定による補正の求めを書面により行う場合は、補正通知書により行うものとする。

(訂正決定等)

第十四条 法第九十三条第一項の規定による通知は、保有個人情報（訂正・利用停止）決定通知書（様式第十八号）により行うものとする。

- 2 法第九十三条第二項の規定による通知は、保有個人情報（不訂正・不利用停止）決定通知書（様式第十九号）により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長等)

第十五条 法第九十四条第二項の規定による訂正決定等の期限の延長は、期限延長通知書により、当該訂正請求者に通知するものとする。

- 2 法第九十五条の規定による訂正決定等の期限の特例は、期限特例延長通知書により、当該訂正請求者に通知するものとする。

(訂正請求に係る事案の移送)

第十六条 法第九十六条第一項の規定による事案の移送は、事案移送書により行うものとする。

2 前項の場合において、事案を移送したときは、事案移送通知書により、当該訂正請求者に通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第十七条 法第九十七条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第二十号)により行うものとする。

(利用停止請求の手續)

第十八条 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求は、保有個人情報(訂正・利用停止)請求書により行うものとする。

2 法第九十九条第三項の規定による補正の求めを書面により行う場合は、補正通知書により行うものとする。

(利用停止決定等)

第十九条 法第一百一条第一項の規定による通知は、保有個人情報(訂正・利用停止)決定通知書により行うものとする。

2 法第一百一条第二項の規定による通知は、保有個人情報(不訂正・不利用停止)決定通知書により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長等)

第二十条 法第一百零二条第二項の規定による利用停止決定等の期限の延長は、期限延長通知書により、当該利用停止請求者に通知するものとする。

2 法第一百零三条の規定による利用停止決定等の期限の特例は、期限特例延長通知書により、当該利用停止請求者に通知するものとする。

(諮問をした旨の通知)

第二十一条 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、情報開示審査会諮問通知書(様式第二十一号)により行うものとする。

(運用状況の報告及び公表の方法)

第二十二条 条例第十条の規定による運用状況の報告及び公表は、毎年九月末日までに前年度の運用状況を取りまとめ、箕面市議会議長に報告するとともに、箕面市広報により市民に公表するものとする。

(委任)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(箕面市個人情報保護制度運営審議会規則の廃止)

2 箕面市個人情報保護制度運営審議会規則（平成二年箕面市規則第六号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の箕面市個人情報保護条例の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）第七条の規定による請求がされた場合における旧規則に規定する自己情報の開示並びに訂正、保有一般個人情報の削除並びに利用等の中止及び保有特定個人情報の削除、利用の中止並びに外部提供の中止については、なお従前の例による。

別表（第十一条関係）

| | | |
|---|--|--------|
| 1 | 乾式複写機による作成（白黒単色刷り、日本産業規格A列三番以下の大きさの複写） | 一枚 十円 |
| 2 | 乾式複写機による作成（カラー刷り、日本産業規格A列三番以下の大きさの複写） | 一枚 二十円 |
| 3 | 光ディスク（シー・ディー・ロム又はディー・ブイ・ディー・ロム）への複写による作成 | 一枚 八十円 |
| 4 | レントゲン画像の光ディスク（シー・ディー・ロム又はディー・ブイ・ディー・ロム）への複写による作成 | 一枚 千百円 |

備考

- 一 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を一枚として計算する。
- 二 この表の中欄に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、実施機関が定める。

(様式) 略

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条―第7条）
- 第3章 教育研修（第8条）
- 第4章 職員の責務（第9条）
- 第5章 保有個人情報等の取扱い（第10条―第23条）
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等（第24条―第38条）
- 第7章 情報システム室等の安全管理（第39条・第40条）
- 第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第41条―第44条）
- 第9章 安全管理上の問題への対応（第45条―第47条）
- 第10章 監査及び点検の実施（第48条―第50条）
- 第11章 補則（第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、箕面市（議会及び病院事業管理者を除く。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条の規定に基づき保有個人情報の安全管理のための措置及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条の規定に基づき個人番号の適切な管理のための措置について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、個人情報保護法、番号法及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 市に総括保護管理者を置き、市長が指名する副市長をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、市長を補佐し、市の保有個人情報及び保有特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する。

（保護管理者）

第4条 保有個人情報等を取り扱う室及び課（以下「室等」という。）に、保護管理者1人を置き、当該室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

- 2 保護管理者は、室等における保有個人情報等を適切に管理するものとする。
- 3 保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携して、前項の事務を行う。

4 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定し、各事務取扱担当者が取り扱う個人番号及び特定個人情報の範囲を指定する。

（保護担当者）

第5条 保有個人情報等を取り扱う室等に、当該室等の保護管理者が指定する保護担当者1人以上を置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、室等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

（監査責任者）

第6条 市に、監査責任者1人を置き、内部監査等を担当する部局の長又はこれに代わる者をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況を監査する。

（保有個人情報等の適切な管理のための体制の整備）

第7条 総括保護管理者は、次に掲げる体制を整備する。

(1) 事務取扱担当者が個人番号及び特定個人情報の取扱いに係る規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理者への報告及び連絡に係る体制

(2) 個人番号及び特定個人情報を複数の室等で取り扱う場合における各室等の任務の分担及び責任の範囲

(3) 保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から保護管理者への報告及び連絡に係る体制

(4) 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応に係る体制

2 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係者による会議を開くことができる。

第3章 教育研修

（教育研修）

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、及び保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、室等における保有個人情報等の適切な管理のために必要な教育研修を定期的実施する。

4 保護管理者は、所管する室等の職員に対し、保有個人情報等を適切に管理するために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第9条 職員は、個人情報保護法、番号法及び条例の趣旨に則り、関連する法令等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

- 2 職員は、情報漏えい等の事案の発生又はその兆候を把握した場合、事務取扱担当者が個人番号及び特定個人情報の取扱いに係る規程に違反している事実又は兆候を把握した場合その他保有個人情報等の安全確保に支障を及ぼす事案の発生又は発生のおそれを認識した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲及び権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲及び権限の内容に限定するものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、アクセスは必要最小限とし、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第11条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第12条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所の施錠等の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

- 2 保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合は、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）

を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

（誤送付等の防止）

第14条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

第15条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 前項の規定により消去又は廃棄を行う場合は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて保護管理者の許可を得て、消去又は廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録するものとする。

3 保有個人情報等の消去及び保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）は、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を提出させる等の方法により、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

（外的環境の把握）

第17条 保有個人情報等が、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合にあっては、クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人番号の利用の制限）

第18条 職員は、番号法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用することができる。

（特定個人情報の提供の求めの制限）

第19条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第20条 職員は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人番号及び特定個人情報の収集又は保管の制限)

第21条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(取扱区域)

第22条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第23条 職員は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合は、箕面市情報システムの管理運営に関する条例(平成16年箕面市条例第7号)、箕面市情報システムの管理運営に関する条例施行規則(令和4年箕面市規則第44号)及び箕面市情報セキュリティ対策基準を遵守しなければならない。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第24条 保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第32条を除く。)及び次章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等の当該保有個人情報等へのアクセスを制御するために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合は、パスワード等の管理に関する定めを整備する(その見直しすることを含む。)とともに、パスワード等の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第25条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセスの状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

第26条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のために必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第27条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、管理者権限を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第28条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムに対する外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第29条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第30条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合は、その対象を必要最小限とし、処理が終了した後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、前項の不要となった情報の消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行わなければならない。

(入力情報の照合等)

第32条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第33条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散して保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第34条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書が外部に漏れることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第35条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の処理を行う端末（以下「端末」という。）を限定しなければならない。

(端末の盗難防止等)

第36条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、保護管理者が必要があると認める場合を除き、端末を外部及び取扱区域

外に持ち出し、又は外部及び取扱区域外から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第37条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第38条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器又は媒体から端末への接続を制限する(当該機器の更新時の制限を含む。)等の必要な措置を講じなければならない。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退室管理)

第39条 保護管理者(保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する場所その他の区域(以下「情報システム室等」という。)を所管する者をいう。以下この章において同じ。)は、情報システム室等に立ち入ることができる者を定め、次に掲げる措置を講ずるものとする。保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設(第3項において「媒体保管施設」という。)を設けている場合において必要があると認めるときも、同様とする。

- (1) 立ち入り用件の確認及び入退室の記録
- (2) 部外者の識別及び部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視
- (3) 外部からの電磁的記録媒体等の持込み及び利用
- (4) 電磁的記録媒体等の持出しの制限又は持ち出す場合の検査等

2 保護管理者は、情報システム室等への入退室の管理について必要があると認めるときは、前項に規定する立入りの権限に係る認証機能を設定し、情報システム室等の出入口を特化し、又はその所在表示を制限する等の情報システム室等の安全を管理するための措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び媒体保管施設への立入りの権限に係る認証機能を設定するときは、パスワード等の管理に関する定め(その見直しを含む。)をし、及びパスワード等の漏えいを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第40条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第41条 行政機関等以外の者が、個人情報保護法第69条第2項第4号の規定により保有個人情報の提供を受ける場合は、実施機関（病院事業管理者を除く。以下同じ。）に対し、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について保有個人情報外部提供申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、保有個人情報外部提供決定通知書（様式第2号）により当該を申請した者に通知するものとする。

3 実施機関は、個人情報保護法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

4 実施機関は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等（市の機関を除く。）に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するものとする。

第42条 保護管理者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第43条 保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、保有個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託に係る契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）には、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等を記載した書面の提出を委託先から求めるものとする。

(1) 保有個人情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。この項及び第7項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 保有個人情報等の複製等の制限に関する事項

(4) 保有個人情報等の安全管理措置に関する事項

(5) 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(6) 委託終了時における保有個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

(7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(8) 契約内容の遵守状況の定期的な報告に関する事項及び委託先における委託された保有個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

3 保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する保有個人情報等の範囲を必要最小限に限定しなければならない。

4 保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報等の管理の状況について、原則として実地検査により確認を行うものとする。

5 保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託するときは、委託先において、番号法に基づき市が講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

6 保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託したときは、委託先において、市が講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

7 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は保護管理者自らが第4項に規定する措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。

8 委託先において、保有特定個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、前項に掲げるもののほか、再委託される業務に係る特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は保護管理者自らが第6項に規定する措置を実施する。保有特定個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

9 保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をするに当たって番号法第10条第1項に規定する許諾の求めがあったときは、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上でその諾否を判断する。

10 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該労働者派遣に係る契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(その他)

第44条 保有個人情報等を提供し、又は業務委託する場合は、情報漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別

することができる記載の全部又は一部を消去し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第9章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第45条 保護管理者は、第9条第2項に規定する報告を受けたときは、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜く等の被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。

2 保護管理者は、前項の報告に係る事案（以下「事案」という。）の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

3 事案が箕面市CSIRT設置要綱（箕面市訓達第35号）第1条のインシデントに該当するときは、同要綱第5条の緊急時対応計画に沿った対応を行うものとする。

4 総括保護管理者は、第2項の規定により報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに市長に報告する。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。

(個人情報保護法に基づく報告及び通知)

第46条 情報漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときは、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

(公表等)

第47条 個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への連絡等の措置を講ずるものとする。

2 当該事案が市民の不安を招きかねないものである場合（公表を行う漏えい等が発生した場合、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があった場合、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があった場合等をいう。）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第48条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに記載する措置の状況を含む実施機関における保有個人情報等の管理の状況について、定期又は必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、

その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第49条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第50条 総括保護管理者及び保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章 補則

(個人情報保護委員会への報告)

第51条 保護管理者又は総括保護管理者は、特定個人情報について、情報漏えい等の事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）により、個人情報保護委員会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

箕面市死者情報取扱要綱

(令和五年三月三十一日訓令第二十九号)

(目的)

第一条 この要綱は、実施機関が保有する死者情報の取扱いについて必要な事項を定め、死者情報の適正な管理及び遺族の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

二 実施機関 箕面市情報公開条例(平成十七年箕面市条例第二号。以下「条例」という。)第二条第一号に規定する実施機関をいう。

(死者情報の取扱い)

第三条 実施機関は、保有する死者情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、遺族等の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮しなければならない。

(保有死者情報)

第四条 次条の開示対象者が開示の申出をすることができる死者情報(以下「保有死者情報」という。)は、条例第二条第二号に規定する行政文書に記録されているものに限る。

(開示の申出等)

第五条 次に掲げる者(以下「開示対象者」という。)は、保有死者情報の

開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

一 死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 死者の子及び父母

三 死者の二親等内の血族又は一親等の姻族である者（前二号に掲げる者がいないとき又は所在が判明しないときに限る。）

2 未成年者又は成年被後見人である開示対象者の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、当該開示対象者に代わって開示申出をすることができる。

（開示申出の手續等）

第六条 保有死者情報の開示申出をしようとする者は、当該保有死者情報を保有する実施機関に対し、死者情報開示申出書（様式第一号）を提出するものとする。

2 開示申出をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示申出に係る開示対象者又は法定代理人であることを示す書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 前項に規定する開示対象者であることを示す書類は、次に掲げる書類とする。

一 戸籍謄本その他当該開示申出に係る死者との親族関係を証する書類（開示申出日前三十日以内に作成されたものに限る。）

二 当該開示対象者が本人であることを示す次に掲げるいずれかの書類
イ 開示申出書に記載されている開示対象者の氏名及び住所又は居所

と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明

書

ロ 前号に掲げるもののほか官公署から発行され、又は発給された書類であつてこれらに類するものとして実施機関が認めるもの

4 第二項に規定する法定代理人であることを示す書類は、次に掲げる書類とする。

一 前項第一号に掲げる書類

二 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第四十七条第一項に規定する家事審判事件に関する事項の証明書をいう。）その他法定代理人であることを証する書類（開示申出日前三十日以内に作成されたものに限る。）

三 当該法定代理人に係る前項第二号に掲げる書類

5 開示申出をした法定代理人は、当該開示申出に係る開示を受ける前に法定代理人たる資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示申出をした実施機関に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出があつたときは、当該開示申出は、取り下げられたものとみなす。

7 実施機関は、死者情報開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示義務）

第七条 実施機関は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有死者情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有死者情報を開示しな

ければならない。

一 条例第七条第一号及び第三号から第八号までの規定のいずれかに該当する情報（同条第一号については、同号中「個人の」を「開示申出の対象となっている死者以外の個人の」と読み替えて適用したときに該当する場合に限る。）

二 当該死者の意思に反し、又は名誉等を損なうおそれがある情報

三 前二号に掲げるもののほか、開示しないことが正当であると認められる相当の理由がある情報

2 実施機関は、開示申出に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合において、当該部分を容易かつ合理的に分離することができ、当該分離により開示申出の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該部分を除いて保有死者情報を開示しなければならない。

（保有死者情報の存否に関する情報）

第八条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（開示申出に対する決定等）

第九条 実施機関は、死者情報開示申出書の提出のあった日から三十日以内に、保有死者情報の全部又は一部を開示する旨の決定又は保有死者情報の全部を開示しない旨の決定（開示申出に係る保有死者情報を保有していないとき及び前条の規定により開示申出を拒否するときを含む。）をしなければならぬ。ただし、第六条第七項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により決定を行ったときは、次の各号に掲げ

る区分に応じ、当該各号に定める通知書により開示申出者に対して通知するものとする。

一 保有死者情報の全部を開示するとき 死者情報開示通知書（様式第一号）

二 保有死者情報の一部を開示するとき 死者情報部分開示通知書（様式第三号）

三 保有死者情報の全部を開示しないとき（開示申出に係る保有死者情報を保有していないとき及び前条の規定により開示申出を拒否するときを含む。） 死者情報不開示（不存在・存否応答拒否）通知書（様式第四号）

3 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を死者情報開示通知等期限延長通知書（様式第五号）により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与）

第十条 開示申出に係る保有死者情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、前条第一項に規定する開示等の決定を行う前に、当該情報に係る第三者に対し、第三者意見照会書（様式第六号）により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 前項の規定による通知を受けた者が意見を述べようとするときは、第三者開示通知等意見書（様式第七号）により行うものとする。

（開示の方法）

第十一条 保有死者情報の開示は、実施機関が第九条第二項の通知書で指定する方法により行うものとする。

2 保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める閲覧又は写しの交付の方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有死者情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有死者情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 前項に規定する実施機関が定める閲覧の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの聴取

二 ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを実施機関が現に使用している専用機器により再生したものの視聴
の視聴

三 前二号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法

イ 実施機関が現に使用しているプログラム（電子計算機に対する指令で、一つの結果を得ることができるように組み合わされたものという。以下同じ。）及び専用機器を使用して用紙に出力したもの（画面のハードコピーを除く。）の閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取、視聴

4 第二項に規定する実施機関が定める写しの交付の方法は、次の各号に

掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを光ディスク（シー・ディー・ロム又はディー・バイ・ディー・ロムに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを光ディスクに複写したものの交付

三 前二号に掲げるもの以外の電磁的記録 実施機関が現に使用しているプログラム及び専用機器を使用して用紙に出力したもの（画面のハードコピーを除く。）の写しの交付。ただし、実施の容易さ等を勘案して実施機関が適当と認める場合は、当該電磁的記録を光ディスクに複写したものを交付することができる。

5 前項第三号ただし書に規定する実施機関が適当と認める場合は、次の各号のいずれかに該当しない場合とする。

一 実施機関が現に使用しているプログラム又は専用機器での処理が容易でない場合

二 不開示情報が記録されている部分の分離が容易でない場合

三 死者情報の保護又はシステムの保全に影響を及ぼすおそれがある場合

四 前三号に掲げるもののほか、事務の適性かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある場合

（閲覧、聴取又は視聴の制限等）

第十二条 第九条第一項の規定により開示の決定を受けた者が、前条第二項の規定による文書又は図画に記録されている保有死者情報の閲覧又は前条第三項の方法による電磁的記録に記録されている保有死者情報の閲覧、聴取又は視聴をしようとするときは、当該保有死者情報の持出しは

禁止する。

2 実施機関は、保有死者情報の開示により当該保有死者情報の毀損又は滅失のおそれがあると認めるときは、当該保有死者情報の閲覧、聴取又は視聴を中止することができる。

(費用の負担)

第十三条 第十一条の規定により写しの交付の方法による保有死者情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の写しの作成に要する費用は、箕面市個人情報保護に関する法律施行細則（令和五年箕面市規則第三十七号）第十一条第一項の規定を準用する。

3 前項の費用は、保有死者情報の写しを交付する際に現金その他実施機関が認める方法により徴収するものとし、郵送による請求の場合は、前納とする。

4 郵送により保有死者情報の写しの交付を受ける者は、当該保有死者情報の写しの送付に要する費用を郵便切手で負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第十四条 他の法令等により、保有死者情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付に関する手続きが定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和五年四月一日から施行する。